

協議第15号

広報・広聴事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</li><li>2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。</li><li>3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。</li><li>4 行政懇談会については、新町において調整する。</li><li>5 町勢要覧については、新町において発行する。</li></ol>	

「協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い
調整の内容	<p>1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</p> <p>2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。</p> <p>3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。</p> <p>4 行政懇談会については、新町において調整する。</p> <p>5 町勢要覧については、新町において発行する。</p>

5

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
広報紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 広報まくべつ</li> <li>・発行内容 毎月1回1日発行 9,400部/月</li> <li>・配布方法 発行日に他の行政配布物と合わせ公区長宛宅配便にて輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 広報さらべつ</li> <li>・発行内容 毎月1回10日発行 1,500部/月</li> <li>・配布方法 発行日に他の行政配布物と合わせ行政区長宛郵送 (会議時配布や持参配布する場合あり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 広報ちゅうらい</li> <li>・発行内容 毎月1回第3水曜日発行 1,100部/月</li> <li>・配布方法 発行日に他の行政配布物と合わせ行政区長宛郵送 (会議時配布や持参配布する場合あり)</li> </ul>	<p>新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</p>
広聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴の実施内容 投函箱を設置(本庁舎、支所、出張所) HP上で、掲示板を開設、回答</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴の実施内容 3カ月に一度葉書配布(広報紙へ折り込み) 電話、FAX、電子メールで受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広聴の実施内容 電話、FAX、電子メールで受付 HP上で、掲示板を開設、回答</li> </ul>	<p>実施内容について、合併時までに調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲載内容 町の紹介、公共施設案内、おしらせ、広報、統計データ、観光、掲示板など</li> <li>更新方法 内容変更、更新は広報担当者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲載内容 村の紹介、広報、くらしの情報、観光・イベント情報、特産品紹介、各種行事、情報案内など</li> <li>更新方法 内容変更、更新は業者委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲載内容 村の紹介、観光、特産品紹介、伝言板、各種施策情報など</li> <li>更新方法 内容変更、更新は業者委託</li> </ul>	<p>新町において、掲載内容を調整し、開設する。</p> <p>なお、更新方法は幕別町の例による。</p>
行政懇談会	<p>該当なし (農政懇談会、経済懇談会を年1回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>村づくり懇談会 年1回開催 参加者 農業・林業・商工関係団体、議会、行政関係者</li> <li>五者懇談会 年1回開催 参加者 議会、農協、商工会、森林組合、行政</li> <li>行政区懇談会 要望に応じ随時開催 村側出席者 村長以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい懇談 各行政区、各団体の申込みにより開催 村側出席者 村長以下</li> <li>行政懇談会 必要に応じ随時開催</li> </ul>	<p>新町において調整する。</p>
町村勢要覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称 幕別町勢要覧 「笑顔ふれあうまち まくべつ」</li> <li>内容等 本編・資料編 本編は3年程度、資料編は毎年更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称 更別村勢要覧 「ときめき 夢大地」</li> <li>内容等 本編に資料編含む 3～4年で更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称 忠類村勢要覧 「忠類紀行」</li> <li>内容等 本編・資料編 本編は5年程度、資料編は毎年更新</li> </ul>	<p>新町において発行する。</p>

## 先進事例

### 篠山市(兵庫県)

広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。

### 大崎上島町(広島県)

広報誌については、毎月1回発行し、全戸に配布又は希望者に郵送するものとし、発行日及び配布方法は合併時まで調整する。

防災行政無線放送による町内放送の放送回数等は、合併時まで調整する。

ホームページについては、新町において速やかに作成する。

広報誌等の配布日等については、合併時まで調整する。

(略)

### あさぎり町(熊本県)

・広報関係については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。
- (2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
- (3) 県外在住者の既存の組織に対しては、新町において引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。

・広聴関係の行政懇談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。

### 富士河口湖町(山梨県)

(略)

住民の行政に対する意見、要望等の広聴手段については、新町において十分考慮する。

広報誌については、月1回発行する。また町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。

ホームページについては、新町において新たに開設する。

### 飛騨市(岐阜県)

- (1) 広報紙は、毎月1回発行する。配布方法は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

- (2) 同報無線、有線放送を利用した広報は、当面は、現行どおり運用し、一元化に向けて調整する。

かほく市(石川県)

- 1 広報紙については、新市においても毎月発行することとし、発行日は毎月1日とする。ただし、平成16年3月号の発行は、合併後速やかに行う。また、住民への配布方法は、新市において調整する。
- 2 広聴に関することについては、新市において調整する。
- 3 (略)
- 4 (略)

とうみし(長野県)

広報紙については、東部町の例により発行する。  
新市のホームページを、新たに開設する。

やぶし(兵庫県)

- (1) 広報紙については、新市移行時に調整する。
- (2) 市勢要覧については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (3) 行政懇談会、区長会、区要望については、新市に移行後速やかに調整する。
- (4) 町政モニター制度、町への要望、町長への便り等については、新市に移行後、速やかに調整する。

せいよし(愛媛県)

- (1) 広報紙については毎月20日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。
- (2) ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
- (3) 防災行政無線については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
- (4) 相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるように調整する。